

登録速報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。
 適用拡大登録年月日：2021年10月27日

記

1. 農薬の登録番号及び名称

登録番号 第 21053 号
 名称 ブイゲットアドマイヤー粒剤 (日本農薬(株)登録)

2. 変更の内容

農薬登録申請書第7項を以下のとおり追加・変更する。

- ① 使用量の追加：稲(箱育苗)/高密度には種する場合は1kg/10a(育苗箱(30×60×3cm、使用土壌約5L)1箱当り50~100g)
- ② チアジニルを含む農薬の総使用回数表記変更：3回以内(育苗箱散布及び側条施用は合計1回以内、本田での散布は2回以内⇒3回以内(移植時までの処理は1回以内、本田での散布は2回以内)

【変更後】

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	チアジニルを含む農薬の総使用回数	チアジニルを含む農薬の総使用回数
稲 (箱育苗)	いもち病 いんげんアザヒ いんげんアザヒ ツマゲロコバエ ウカ類 いんげんアザヒ いんげんアザヒ 白葉枯病 もみ枯細菌病	高密度には種する場合は1kg/10a (育苗箱(30×60×3cm、使用土壌約5L)1箱当り50~100g)	移植2日前 ~移植当日	1回	育苗箱中の苗の上から均一に散布する	3回以内 (移植時までの処理は1回以内、本田での散布は2回以内)	3回以内 (移植時までの処理は1回以内、本田での散布は2回以内)
		育苗箱(30×60×3cm、使用土壌約5L)1箱当り50g					
	内穎褐変病	高密度には種する場合は1kg/10a (育苗箱(30×60×3cm、使用土壌約5L)1箱当り50~100g)	移植当日				

3. 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨及び内容
農薬登録申請書第8項に(4)をあらたに追加し、別紙のとおりとする。

【追加】

- (4)育苗箱（30×60×3cm、使用土壌約5L）1箱当りに乾糶として200から300g程度を高密度には種する場合は、10a当りの育苗箱数に応じて、本剤の使用量が1kg/10aまでとなるよう、育苗箱1箱当りの薬量を50から100gまでの範囲で調整すること。

【変更後】

8. 使用上の注意事項

- (1) 育苗箱の上から均一に散布し、葉に付着した薬剤を払い落とし、軽く散水して田植機で移植すること。
- (2) イネ葉が濡れている場合には、散布前に葉に付いている露を払い落としてから薬剤を散布すること。
- (3) 軟弱徒長苗、むれ苗又は苗の生育が不良な場合には、薬害を生じるおそれがあるので注意すること。
- (4) 育苗箱 (30×60×3cm、使用土壌約 5L) 1 箱当りに乾糶として 200 から 300g 程度を高密度には種する場合は、10a 当りの育苗箱数に応じて、本剤の使用量が 1kg/10aまでとなるよう、育苗箱 1 箱当りの薬量を 50 から 100g までの範囲で調整すること。
- (5) 誤って過剰に使用したり、本剤使用後 3 日以上移植せずに育苗箱中におくと葉枯れなどの薬害を生じることもあるので、所定の使用量、使用時期、使用方法を厳守すること。
- (6) 本田の整地が不均整な場合は、薬害を生じるおそれがあるので、代かきは丁寧に行い、移植後に田面が露出しないよう注意すること。
- (7) きく等の他作物に影響を及ぼす場合があるので、薬剤が育苗箱からこぼれ落ちないように散布すること。
- (8) 本剤の使用に当っては、使用量、使用時期、使用方法等を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合には、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

以上